

意見書

2011年12月28日

東京地方裁判所刑事第10部 御中

医療法人財団健和会柳原病院

病院長 医師

露木 静夫 (印)

被告人弁護士より、被告人の公務執行妨害および傷害被告事件について、意見照会を受けたので、以下に当職の医学的知見に基づく意見を述べる。

1 直径5cm大の「こぶ」は、4時間程度で腫れがひくものか

弁護人の説明によれば、被告人から暴行を受けたと称する杉田氏は、2010年8月10日12時23分頃、被告人から右後頭部を殴られたことにより、直径5cmくらいのこぶが出来たと証言した(杉田調書23～24頁)。

このこぶについて、現場にいた裁判所職員の中山和文氏は、「若干赤みがかかって、うっすら、ふっくらとした」「500円玉をちょっと大きくしたぐらい」のこぶであったと証言した(中山調書12頁)。

それから約4時間後の午後4時30分過ぎ、国際医療福祉大学三田病院で診察を受けたが、そのときにはこぶはひいていたという(杉田調書26～27頁)。

診察をなした武藤淳医師は「触ってみたところでは、自分としては、はっきりとしたのは感じなかったように思いますけれども、当然カルテにこぶの大きさ等を記載もしてなかった」「首に関してはエックス線を撮り、そして、頭に関してはCTスキャンを撮りました。」「CT、そしてエックス線ともに、異常所見は認めませ

んでした」と証言した（武藤調書3，4頁）。

しかし、直径5cm大の「こぶ」は、4時間程度で腫れがひくものか、というのが照会の内容であった。

こぶというのは、医学的には血腫であり、簡単に言えば皮膚の下の内出血である。「若干赤みがかかっていた」というのは、内出血していることを示す表現であろう。直径5cm程度、というのは相当の大きさである。こぶの腫れが引く、というのは、内出血が吸収された状態を意味する。しかし、内出血がだんだん広がって吸収されるには、受傷後早くても数日、長い場合は一週間や10日以上かかることもあり、大きさや部位によって異なる。いったん血管の外に出た血液が、4時間で吸収されることはない。したがって、杉田氏の証言は、医学的には説明が付かない。

また、CTスキャンは頭蓋内の出血などの有無を調べるために検査するわけであるが、一定以上の大きさの後頭部皮下血腫であれば、CTスキャンでも撮影されている可能性が高い。頭部CTスキャンは通常10ミリごとに撮影しているが、500円玉よりも大きいものであれば、ましてや5cm大であれば数スライスにわたる大きな血腫として描写されるはずである。

ところが、CTに異常所見は認めなかった、と武藤医師は証言している。そのことから、杉田氏の証言した、こぶが生じた、ということは医学的には説明が付かない。

2 頸椎損傷とはいかなるものか

弁護人の説明によれば、武藤医師は「視診、そして触診、さらにはエックス画像所見上で異常を認めなかったのが私の診察結果であるんですけども、本人、殴られた、そして痛みがあるということなので、診断としては頭部打撲、そして頸椎損傷という診断をしました。」と証言した（武藤調書4頁）。その際に作成された診断書にも、病名として頸椎損傷が付けられている。

しかし、頸椎損傷というのは、通常エックス画像所見上で、頸椎に骨折や脱臼などの骨傷を認めた場合に使われる診断名であり、診察やエックス線画像上で異常を認めなかった場合には適切な診断名とは言えない。異常を認めなかった場合に頸椎

損傷と診断することは、一般的ではない。さらにこの診断名で約一週間の加療を要するということも適切でない。したがって、診断自体の不適切さがあり、かつ診断名の重症度と加療期間の長さのバランスを欠いている診断書と考える。

3 当職の経歴

1980年	群馬大学医学部卒 医療法人財団健和会入職
1983年	みさと健和病院外科
1990年	みさと健和病院 外科部長
2001年	みさと健和病院 副院長
2003年	柳原病院 院長
日本外科学会	専門医